

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2024100129001
- 2 工事名 南4区659号線（出島歩道橋）補修工事（6-1）
- 3 開札日 令和6年 7月 8日（月）
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
<p>①本工事は当初設計から4週8休以上であった場合の補正係数を乗じていると積算参考資料に記載されています。</p> <p>質疑に対する回答8では、見積単価一覧表TA0004, TA0006, TA0011～TA0020, TA0022の見積単価は「週休2日補正は見込んでいません。」と記載されています。</p> <p>上記2点より、見積単価にも4週8休以上であった場合の補正係数を乗じた単価で積算しないといけないと思いますが、金入り設計書の見積単価は補正されていないそのままの見積単価が計上されています。</p> <p>見積り依頼業者からの見積書には見積金額の根拠となる（例えば100m² 当り）代価表がありその中に労務費もしくは賃料がありますよね？</p> <p>労務費・賃料に対して補正係数を乗じた単価で積算しないと違算ではないですか？</p> <p>②本工事は、入札公告や特記仕様書に週休2日工事「発注者指定型」と書いてあるのに、単価に補正が掛かっていない箇所がありましたので、疑義を申し立てます。</p> <p>技術管理課さんのHP上の『週休二日工事等の補正を乗じる場合の端数処理について』内に入札公告時の積算参考資料の見積もり単価一覧表に掲載されている労務費・機械経費（賃料）は週休2日工事の補正がかかる前の単価である。と書いてあり、入札段階では補正が掛かっていると解釈できるため、同一工事内に補正が掛かっている単価、掛かっていない単価混在しているのは、広島市週休2日工事等試行要領（土木工事）の第6条に記載されている条文とは、内容が違っていると思います。</p>	<p>①見積単価一覧表 TA0004, TA0006, TA0011～TA0020, TA0022については、標準的な積算基準の適用範囲に当たらないとの判断のうえで、当該工事の現場条件を踏まえた見積もりを徴取し、材工共による単価としています。</p> <p>当該積算時点において本市運用上、材工共の見積もりは補正対象外としていましたことから、これに従い今回の工事では補正を見込んでいません。</p> <p>②見積について、標準的な積算基準の適用範囲に当たらないとの判断のうえで、当該工事の現場条件を踏まえた見積もりを徴取し、材工共による単価としています。</p> <p>当該積算時点において本市運用上、材工共の見積もりは補正対象外としていましたことから、これに従い今回の工事では補正を見込んでいません。</p>

検証結果

市の積算に誤りはありませんでした。
しかしながら、事務手続きに誤りがみつき、入札の公正性が損なわれていると認められました。
このため、当該入札を中止します。